

ふくしま産業復興投資促進特区における税制上の特例措置

新規立地促進税制（法第40条）

○平成33年3月31日までの間に市町村の指定を受けた特定復興産業集積区域内に本店を有する法人（復興推進計画の認定日以降に設立）が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できます。

○また、特定復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却することができます。

（注）対象法人は、次の要件を全て満たす法人

- ・ 特定復興産業集積区域を規定する復興推進計画の認定の日以後に設立されたこと
- ・ 被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること
- ・ 認定復興推進計画に記載された事業のみを行う法人であること
- ・ 特定復興産業集積区域内に本店を有すること
- ・ 積み立てを行う事業年度において特定復興産業集積区域外に事業所等を保有しないこと

※ただし、以下の要件を満たす事業所は、本店のある特定復興産業集積区域外へ設置することが可能

- ① 法人の主たる業務以外の業務を行う事業所であること
- ② その事業所の業務を行う従業員数の合計が、法人の常時使用全従業員数の30%又は2人のいずれか多い人数以下であること

- ・ 指定を受けた事業年度に事業の用に供するために取得等をした機械又は建物等の取得価額が3億円以上（中小企業者等は3,000万円以上）であること

※ただし、中小企業者等に限り、指定日を含む事業年度開始の日から3年間で5,000万円以上の投資をしている場合には、投資額の累計が5,000万円に達した事業年度以後に適用可能

